

平成14年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制 度 名	勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出しの対象となる住宅の増改築等の拡充			
要 望 の 内 容	<p>勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出しの範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的水準又はこれに準ずるものに適合する一定の修繕又は模様替えの費用の支払いのための払出しを加えること。</p> <table border="1" data-bbox="892 544 1471 640"> <tr> <td data-bbox="892 544 1098 640">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1101 544 1471 640">4 百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	4 百万円
減税見込額 (平年度)	4 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 耐震基準を満たさない住宅について、耐震改修工事を促進して、勤労者の住宅資産の適切な維持を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 耐震改修工事は、住宅の倒壊等を防ぐことから重要なものであるが、現在、耐震基準を満たさない住宅について、耐震改修工事が十分に進んでいない状況にある。 一方、勤労者財産形成住宅貯蓄の適格払出しの対象となる増改築等は、現行、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えなどであるが、実際に行われる耐震改修工事は部分的な補強工事であり、大規模の修繕又は大規模の模様替えに当たらない場合がほとんどである。 このため、耐震改修工事を促進して、勤労者の住宅資産の適切な維持を図るため、これらの改修工事についても財形住宅貯蓄の対象工事に追加することが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性（公平性・優先性等） 当該要望は、一定の耐震改修工事のために財形住宅貯蓄を払い出す勤労者全てを対象にするものであり、また、住宅の倒壊等を防ぐ工事を促進することから、支援する優先度が高い。</p> <p>(4) 要望の効率性 財形住宅貯蓄の適格払出しの対象とすることにより、費用負担の軽減を図ることで、耐震改修工事のインセンティブを与えるものであり、また、当該工事により住宅の倒壊等が防がれることから勤労者の住宅資産の適切な維持が図られる。</p>			
政 策 の 達 成 目 標	勤労者の住宅資産の適切な維持を図るため、耐震改修工事を促進する。			
当 該 要 望 項 目 以 外 の 支 援 措 置	住宅ローン減税制度			
担 当 課 名	（担当課）労働基準局勤労者生活部企画課			